

 北九州市公報	発 行 所 北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所
--	--

目 次

◇ 告 示 ページ

- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する地縁による団体の認可【
市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】

2

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】

4

北九州市告示第294号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する地縁による団体を次のとおり認可した。

令和3年7月27日

北九州市長 北橋健治

1 認可地縁団体の名称

新屋敷自治会

2 規約に定める目的

地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資すること。

3 区域

北九州市若松区大字有毛1350番地、1352番地1、1370番地、1391番地、1393番地2、1398番地、1435番地、2299番地、2325番地11、2326番地、2427番地2、2462番地1、2565番地、2573番地3、2575番地5、2575番地6、2581番地4、2586番地1、2588番地、2597番地1、2603番地、2622番地2、2642番地、2648番地、2649番地、2650番地、2652番地、2661番地、2662番地2、2678番地、2918番地1、2918番地2、2974番地、2975番地、2988番地、2991番地4、2994番地、2997番地、2998番地2、3000番地、3018番地、3023番地、3043番地及び3072番地

4 主たる事務所

北九州市若松区大字有毛2994番地

5 代表者の氏名

天野 昇

6 代表者の住所

北九州市若松区大字有毛3018番地

7 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
代表者の職務執行の停止の有無 なし

職務代行者の選任の有無 なし

8 代理人の有無 なし

9 規約に定める解散事由

地方自治法第260条の20の規定による。

10 認可年月日

令和 3 年 7 月 27 日

北九州市公告第533号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和3年7月27日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区沼本町三丁目941番1及び941番8から941番24まで	福岡市中央区高砂二丁目8番1号 セキスイハイム九州株式会社 代表取締役 久宗弘和